

郵送による税証明書の請求方法

各証明書等（税務関係）の交付を郵送で申請する場合は、次の提出書類を用意し請求してください。

用意するもの

本人の場合

諸証明等交付申請書（税務関係）

本人が自署したもの。記入漏れ、押印忘れのないようお願いします。

身分証の写し（運転免許証、保険証等）

軽自動車税納税証明書（継続検査用）・地籍図の写しは不要です。

手数料（定額小為替をご用意ください。）

お釣りの出ないようにご注意ください。なお、切手による手数料の納付はできません。

返信用の封筒（宛名を書いて返信用の切手を貼ったものを同封してください。）

返送先は、原則として申請者の現住所になります。職場や別世帯の親族などへは送付いたしません。

相続人の場合

・上記 ~

被相続人の死亡がわかるもの及び被相続人と相続関係のわかるもの（戸籍謄本等）の写し

代理人の場合

・上記 ~ 及び

委任状（委任者である本人が自署・押印したもの）

委任状は原本に限る。原本は税務課で保管するため返却できません。

は委任される者（代理人）の身分証の写し

軽自動車税納税証明書（継続検査用）については、代理人が請求される場合は車検証のコピーを付けていただければ委任状は不要です。

手数料

1通 150円

軽自動車税納税証明書（継続検査用）は無料です。

評価証明書・公課証明書について

- ・1通につき土地または家屋が6筆（棟）証明されます。
- ・年度別、納税義務者別での証明となります（個人所有分と共有所有分は別々の証明となります）。
- ・賦課期日（該当年度の1月1日）後、所有者等の異動（売買など）があった場合には、登記簿謄本等の写しが必要となります。

その他

請求手続きに不備がある場合、証明書をお送りできないことがありますので、ご注意ください。

問合せ・送付先

〒367-0292

埼玉県児玉郡神川町大字植竹909

神川町役場 税務課

電話：0495(77)2116